

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と久喜市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、久喜市内において災害が発生した場合に、久喜市地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動へのボランティア活動に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害を言う。

（災害ボランティアセンターの設置）

第3条 乙は、次のいずれかに該当するとき、甲からの要請により、災害時の円滑なボランティア活動の推進のため、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震が起きたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲がセンターの設置を必要と認めるとき。

（設置場所）

第4条 センターの設置場所は、久喜市社会福祉協議会内とする。ただし、甲は、当該施設が災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

2 甲は、乙が著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、その設置場所の確保に努めるものとする。

（連携及び協力）

第5条 甲と乙は、相互に連携・協力し、センターの設置運営に必要な業務を実施するものとする。

（災害ボランティアの定義）

第6条 この協定書において、「災害ボランティア」とは、センターにおいて、次条の各号に規定する活動に従事するため、「災害ボランティア受入名簿」に登録された者をいう。

（センターの活動）

第7条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時および平常時の災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること。
- (2) 災害時の避難所等の運営、維持等に対する支援・協力に関すること。
- (3) 災害時要援護者支援又は自宅避難者に対する支援・協力に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害応急及び復興に関する支援に関すること。

（平常時の協力）

第8条 乙は、平常時より、災害時に備えてセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行なうものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互に協議・連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（資機材等の確保）

第9条 甲と乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（損害補償）

第10条 乙は、第6条の名簿に登録された災害ボランティアのうち、久喜市に住所を有する者が第7条に規定する活動に関して、負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、別に加するボランティア活動保険の範囲内で対応ができるよう、速やかに保険加入の手続きを行なうものとする。

2 前項に規定するボランティア活動保険の保険料については、甲が負担するものとする。

（費用負担）

第11条 センターの運営に関する費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（報告）

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、平成24年2月1日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年2月1日

甲 埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長

乙 埼玉県久喜市青毛753番地1
社会福祉法人 久喜市社会福祉協議会
会長